

静岡県老人福祉施設協議会西部支部会則

(目的)

第1条 この支部は、静岡県老人福祉施設協議会会則に基づき、事業の運営について必要な連絡調整を行い、もって事業の運営と組織的活動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、静岡県老人福祉施設協議会西部支部と称する。

(事務局)

第3条 この会は、原則として事務局を支部長施設内に置く。

(組織)

第4条 この会は、第1条の目的に賛同する静岡県西部地区内施設をもって組織する。

(事業)

第5条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 老人福祉施設協議会、西部地区関係官庁及び諸団体との連絡
- (2) 施設経営に関する調査研究
- (3) 会員相互の情報交換並びに施設職員に対する共同研究のための研修会の開催
- (4) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員のほか、顧問を置くことができる。顧問は、支部長が総会に諮って委嘱する。

(役員の選出)

第7条 支部長、副支部長、理事、監事は、会員の互選とする。

(役員の職務)

第8条 支部長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、この会の運営に参加し、重要事項を審議する。
- 4 この会の予算、決算、その他重要事項は、総会に報告する。
- 5 監事は、この会の会計事務並びに会務を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期満了の場合は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、支部長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、会を組織するものの過半数(委任状をもってするものを含む。)をもって成立する。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第 11 条 総会は、毎年 2 回開催する。なお、支部長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事項
- (3) その他運営上必要な事項

(役員会)

第 12 条 役員会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。ただし、日常の軽易な業務は、支部長が専決し、これを役員会に報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 運営及び事業に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(経 費)

第 13 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 14 条 会費(施設単位)は年会費とし、別に定めるところにより納入するものとする。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(職 員)

第 16 条 この会に、必要に応じて職員を置くことができる。

- 2 職員は、支部長が任免する。
- 3 職員は、支部長の命を受けて事務に従事する。

(委 任)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、支部長が役員会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。